

# 高座清掃施設組合議会会議録

令和4年第2回定例会

令和4年10月18日

## 議 事 日 程

令和4年10月18日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4		議長の選挙について
5	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）
6	議案第3号	高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
7	認定第1号	令和3年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

## 高座清掃施設組合議会第2回定例会会議録

令和4年10月18日（火）午後2時30分、高座清掃施設組合議会第2回定例会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

### 1 出席議員 14名

荻原健司 議員	清水剛 議員
齊藤慶吾 議員	安田早苗 議員
内山恵子 議員	久保田英賢 議員
武藤俊宏 議員	倉橋正美 議員
上田博之 議員	藤澤菊枝 議員
橘川佳彦 議員	佐々木弘 議員
守谷浩一 議員	市川洋一 議員

### 2 欠席議員 1名

竹田陽介 議員

### 3 付議事件

日程4 議長の選挙について

日程5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）

日程6 議案第3号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程7 認定第1号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

### 4 説明のため出席した者 11名

組合長 内野 優	会計管理者 大島 みどり
副組合長 古塩 政由	総務課長 菊地 康之

副組合長 佐藤 弥斗      施設課長 平本 和彦  
代表監査委員 上原 昌弘      総務課主幹 鈴木 茂  
事務局長 木村 洋      施設課主幹 武石 正明  
次 長 松本 友樹

5 出席した事務局職員 5名

総務課副主幹 石井 一義      総務課主査 野中大樹  
総務課主査 丸岡 太      総務課主事補 馬場 洋子  
総務課主査 山田 健太

6 傍聴者 10名

7 会議の状況 (午後2時30分 開会)

◎副議長（橘川佳彦議員） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和4年第2回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をいただきたいと存じます。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優） 令和4年第2回定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、本定例会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

今年の夏は、3年ぶりの行動制限のない夏となり、全国各地でにぎわいが見られました。また、10月から様々な制限が解除されて、いわゆる観光地は外国人等でもにぎわっている状況があります。しかしながら、高座清掃施設組合を構成する三市にとっては、新しいワクチンの接種に向けて今準備が進められております。まだまだ予断を許しませんけれども、市民の安全を守るために、三市それぞれが一生懸命やっている状況がございます。

このような状況の中、本組合が運営するごみ処理施設は、構成市民の良好な生

活環境を維持するためにも、引き続き感染症対策の徹底を行い、安定的な管理運営に努めてまいります。また、屋内温水プールをはじめとする各施設においても、同様に感染対策の徹底を行い、安心・安全を最優先に、サービス向上に努めてまいります。

次に、令和3年度の決算状況について申し上げます。令和3年度決算は、歳入歳出とも10%ほど増額となりました。これは、旧処理施設解体に伴う県支出金及び組合債の増加や、じん芥処理施設等建設事業で借り入れた組合債の元利償還が開始されたものであります。今後も、本郷ふれあい公園整備事業の継続や旧施設解体を含めた跡地利用整備が見込まれており、財政規模の拡大が予想されます。無駄な経費を省くなど、厳しい目を持った財政運営を行い、円滑な事業執行に努めてまいります。

本日提案させていただく案件は、専決処分の承認、監査委員の選任及び令和3年度決算認定の3件でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎副議長（橘川佳彦議員） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（橘川佳彦議員） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、清水剛議員、倉橋正美議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。1番荻原健司議員、7

番守谷浩一議員、8番清水剛議員、9番安田早苗議員、10番竹田陽介議員。以上でございます。

次に、日程第4 議長選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(橘川佳彦議員) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(橘川佳彦議員) ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に荻原健司議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました荻原健司議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(橘川佳彦議員) ご異議なしと認めます。よって、荻原健司議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました荻原健司議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました荻原健司議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

[議長(荻原健司議員)登壇]

◎議長(荻原健司議員) ただいま皆様方のご理解とご支援によりまして議長にご推挙を賜り、大変光栄に存じております。議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいりたいと存じます。どうぞ今後とも、議員の皆様及び理事者の皆様のご支援、ご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお祈りいたします。

[議長(荻原健司議員)降壇]

◎副議長(橘川佳彦議員) ありがとうございます。以上をもちまして、私の

議長代理としての職務は終わりましたので、荻原議長と交代いたします。

荻原議長、議長席にお着き願います。

◎議長（荻原健司議員） それでは、組合長より本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優） それでは、本日ご提案申し上げます諸議案について、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）でございます。これは、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和4年9月21日付をもって専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児休業の取得要件の緩和等に関し、所要の改正を行うためでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第3号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。これは、現監査委員の上原昌弘氏が令和4年10月24日をもちまして任期満了となり、再選任いたしたいものでございます。詳細につきましては後ほどご説明を申し上げます。

次に、日程第7 認定第1号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入につきましては、予算現額37億3,447万2,000円に対し、収入済額35億1,175万3,767円でございます。歳出につきましては、予算現額37億3,447万2,000円に対しまして支出済額は30億1,683万7,242円で、歳入歳出差引額は4億9,491万6,525円でございます。翌年度繰越額は3,978万7,000円でありますので、実質収支額は4億5,512万9,525円となります。この決算につきましては、去る9月6日に監査委員の方々から審査意見書をいただいております。詳細につきましては事務局長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 組合長の説明が終わりました。それでは初めに、日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題と

いたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（松本友樹） 報告第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案書の1ページをご覧いただきたいと存じます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を組合長により専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、ご承認をいただきたいものでございます。

提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

2ページは専決処分書になります。専決処分の理由でございますが、令和4年10月1日に地方公務員の育児休業等に関する法律等が施行されることから、9月中の議会開催について、座間市、海老名市及び綾瀬市とスケジュールの調整を行いました。整わないことから、9月21日に組合長による専決処分でご報告したものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。議案書の3ページをご覧いただきたいと存じます。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、地方公務員の育児休業の取得要件が緩和されたため、当組合においても同様の措置を講ずるものでございます。

条例の主な改正の概要でございますが、非常勤職員に関する改正といたしましては、産後8週間以内に育児休業を取得する際の要件を緩和するものでございます。具体的には、子供が1歳から1歳6か月の間または1歳6か月から2歳の間における夫婦交代での育児休業の取得を可能とするもので、また、常勤職員及び非常勤職員の共通の改正といたしましては、再度の育児休業を取得する際の育児休業等計画書による申出を不要とするものでございます。

改正する条文の内容でございます。

第2条第4号の改正は、文言の整理でございます。

第2条第4号アの改正は、育児休業を取得できる非常勤職員の任期の要件緩和でございます。出産後8週間以内に育児休業を取得するには、改正前は、採用されないことが明らかでない期間が出産後1歳6か月までとなっておりますが、改正後は、出産後57日目から6か月と緩和されるものでございます。

第2条第4号イの改正は、次の第2条の3第3号の改正により一定の要件を満



たす場合は、子供の1歳から1歳6か月までの期間の途中における夫婦交代による育児休業の取得が可能となるため、育児休業の期間の初日が子供の1歳到達日の翌日に限定されなくなることに伴う文言整理でございます。

第2条の3第3号アの改正は、育児休業の取得を1歳6か月までとする特例の改正で、子供の1歳から1歳6か月までの期間の途中における夫婦交代による育児休業取得を可能とするものでございます。

また、同号エは、子供の1歳以降における育児休業の取得は1回までとすることを加えるものでございます。

第2条の4第1号の改正は、育児休業の取得を2歳までとする特例の改正で、子供の1歳6か月から2歳までの期間の途中において夫婦交代による育児休業の取得を可能とするものでございます。

さらに、同条第4号は、子供の1歳6か月以降における育児休業の取得は1回までとすることを加えるものでございます。

第3条第5号を削る改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の取得が原則1回までから2回までに改正されることに伴い、特別の事情により2回目の育児休業の取得の際に提出することとされていた育児休業等計画書の提出を不要とするものでございます。

第3条第7号の改正は、任期を定めて任用される職員には非常勤職員以外にも任期付職員がいることによる文言の整理でございます。

第3条の2を加える改正は、産後8週の期間の日数を定めた改正前の第2条の5を移動するものでございます。

第10条第6号の改正は、これまで育児短時間勤務の再度の取得に際しては、育児休業等計画書により申し出ることとされていましたが、育児休業等計画書が廃止されたため、育児短時間勤務計画書により申し出ることとするものでございます。

なお、附則でございますが、この条例の施行期日を令和4年10月1日、経過措置として令和4年9月30日までに職員が申し出た育児休業計画または育児短時間勤務については、従前の例によるものとするものでございます。以上、大変雑駁ではございますが、ご承認くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑はないようですので、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認め、よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、報告第4号 専決処分承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）は報告のとおり承認されました。

（上原監査委員退席）

◎議長（荻原健司議員） 次に、日程第6 議案第3号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。組合長の説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優）登壇〕

◎組合長（内野 優） それでは、日程第6 議案第3号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、令和4年10月24日付で任期満了となります上原昌弘氏を再選任いたしたいことから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、上原氏の略歴につきましては議案書に記載のとおりでございます。よろしくご審議いただき、ご同意くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

[組合長（内野 優）降壇]

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） これにて質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。これより採決に入ります。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第3号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

（上原監査委員着席）

◎議長（荻原健司議員） 日程第7 認定第1号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（木村 洋） それでは、認定第1号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の1、2ページをお開きいただきたいと存じます。まず歳入でございます。主に収入済額でご説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金は、収入済額22億7,789万8,000円でございます。内訳でございますが、運営費分担金16億4,736万1,000円、建設費分担金5億9,269万5,000円、周辺環境整備費分担金3,784万2,000円でございます。前年度と比較いたしますと、5億9,647万4,000円、35.5%の増加となっております。増加の主な要因でございますが、運営費分担金は令和3年度当初予算における繰越金の減

少による補填に伴う増額、建設費分担金はじん芥処理施設等建設事業に伴い、平成29年度に借り入れました組合債の元金の償還が開始されたことによる増額、周辺環境整備費分担金は本郷ふれあい公園整備事業における用地取得面積の減少に伴う減額でございます。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額4億1,410万7,226円でございます。内訳でございますが、1項使用料149万3,726円、2項手数料4億1,261万3,500円でございます。前年度と比較いたしますと、1,240万9,301円、3.1%の増加となっております。増加の主な要因は、事業系一般廃棄物処理手数料の増加によるものでございます。

3款国庫支出金は、収入済額1億896万9,000円でございます。前年度と比較いたしますと、9,418万5,000円、31.1%の減少でございます。減少の主な要因は、本郷ふれあい公園整備事業における用地取得面積の減少によるものでございます。

次に、4款県支出金、収入済額5,438万4,000円でございます。対象事業は、排水処理施設及び粗大ごみ処理施設解体工事、また、本郷ふれあい公園（第二工区）の用地代等でございます。前年度と比較いたしますと、1,845万円、51.3%の増加でございます。

続いて、5款繰越金は、収入済額3億1,402万8,305円でございます。前年度と比較いたしますと、2億6,494万4,078円、45.8%の減少でございます。減少の主な要因は、純繰越金の減少でございます。

6款諸収入は、収入済額39万5,636円でございます。内訳でございますが、1項組合預金利子3,588円、2項雑入39万2,048円でございます。前年度と比較いたしますと、19万7,139円、33.3%の減少でございます。

続いて、7款組合債は、収入済額3億4,180万円でございます。前年度と比較いたしますと、1億2,510万円、57.7%の増加でございます。増加した主な要因は、排水処理施設及び粗大ごみ処理施設の解体工事によるものでございます。

8款財産収入は、収入済額17万1,600円でございます。内容は、県道拡幅に伴う公園用地売却によるものでございます。前年度と比較いたしますと、1,648万1,575円、99.0%の減少でございます。

以上、歳入合計は、収入済額35億1,175万3,767円、不納欠損額、収入未済額と

もにございません。前年度と比較いたしますと、4億2,162万5,509円、13.6%の増加となっております。

続いて、3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。こちらにも主に支出済額でご説明をさせていただきます。

1款議会費は、当組合議会の運営に要する経費で、支出済額108万6,582円、前年度と比較いたしますと、5万3,315円、4.7%の減少でございます。

2款総務費は、総務関係の管理運営に要する経費で、支出済額4億2,564万1,612円、前年度と比較いたしますと、875万9,308円、2%の減少でございます。支出済額の内訳でございますが、1項総務管理費4億2,554万6,463円、2項監査委員費9万5,149円でございます。こちらの総務管理費は、総務課所属職員の人件費、最終処分場の土地借料、海老名市への交付金、電算機借料等でございます。また、総務管理費のうち企画費の一般廃棄物処理基本計画策定業務委託につきましては、令和4年度へ繰越しをしております。監査委員費は、監査委員2名の報酬となっております。

続いて、3款民生費でございます。本郷老人福祉センターの維持管理に要する経費で、支出済額2,601万4,316円、前年度と比較いたしまして、213万954円、8.9%の増加となっております。主な支出の内容は、指定管理者への指定管理料でございます。

4款衛生費はごみ処理施設等に関する経費で、支出済額15億7,209万8,376円、前年度と比較いたしますと、9,666万55円、6.6%の増加でございます。主な支出の内容は、施設課職員の人件費、塵芥処理施設等管理運営業務、排水処理施設と粗大ごみ処理施設の解体工事等でございます。また、塵芥処理費の高座クリーンセンター屋外トイレ等設置工事、し尿処理費のうち水処理施設定期整備補修と水処理施設盤内機器更新につきましては、令和4年度へ繰越しをしております。

続いて、5款土木費でございます。公園整備に関する経費で、支出済額2億9,319万6,660円、前年度と比較いたしますと、3,184万1,473円、9.8%の減少でございます。支出の主なものは、本郷ふれあい公園（第二工区）整備に係る用地取得に伴う公有財産購入費でございます。なお、一部の用地買収交渉に時間を要したため、関係費用を含めまして令和4年度へ繰越しをしております。

6款教育費は、屋内温水プールの維持管理に要する経費で、支出済額9,996万

5,076円、前年度と比較いたしますと、9,191万8,330円、47.9%の減少でございます。減額の主な要因は、令和2年度は屋内温水プールの特定天井の撤去工事があったことによるものでございます。支出済額の主なものは、屋内温水プール設備補修、指定管理料等でございます。

7款公債費、こちらは水処理施設建設事業、じん芥処理施設等建設事業、本郷ふれあい公園整備事業に伴う借入れの元利償還金で、支出済額が5億9,883万4,620円、前年度と比較いたしますと、2億7,451万8,706円、84.6%の増加でございます。増額の主な要因は、じん芥処理施設等建設事業に伴い、平成29年度に借り入れました組合債の元金の償還が開始されたことによるものでございます。

8款予備費の支出はございません。

以上、歳出合計は、支出済額30億1,683万7,242円、翌年度繰越額2億8,824万4,000円、不用額4億2,939万758円でございます。前年度と比較いたしますと、2億4,073万7,289円、8.7%の増加でございます。

欄外でございますが、歳入歳出差引残額が4億9,491万6,525円でございます。

7ページから38ページにつきましては歳入歳出決算事項別明細でございます。後ほどご高覧いただければと存じます。

続いて、41ページをお開きいただけますでしょうか。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が35億1,175万3,000円、歳出総額が30億1,683万7,000円、歳入歳出差引額が4億9,491万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源が3,978万7,000円でございます。この翌年度へ繰り越すべき財源の内訳ですが、継続費通次繰越額が181万5,000円、繰越明許費繰越額が1,195万7,000円、事故繰越し繰越額が2,601万5,000円でございます。実質収支額は4億5,512万9,000円で、そのうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

43ページ以降には財産に関する調書を記載させていただいております。

また、別冊で監査委員の審査意見書、歳入歳出決算説明資料等を提出させていただいておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。以上、大変雑駁ではございますが、令和3年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算でございます。よろしくご審議いただき、認定いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 本決算については監査委員の審査を受けておりますの

で、代表監査委員より審査結果について総括的なご報告をお願いいたします。監査委員。

◎監査委員（上原昌弘） 監査委員の上原でございます。令和3年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算につきまして、齊藤監査委員と審査を行い、その合議に基づき、審査意見書として取りまとめたのでご報告いたします。

まず、意見書の1ページをお開き願いたいと思います。その4番目、審査の結果についてまず申し上げたいと思います。一般会計歳入歳出決算書、関連する明細書及び調書は、いずれも関係法令の定めるところに従って作成されており、金額は正確に記載されておりました。また、本会計の予算の執行も、全般的に効率的かつ適正に行われているものと認められました。以上が審査意見の結論でございます。以下、審査意見書の内容について、主に結びを述べる形で進めたいと思います。

続きまして、2ページをお開き願います。決算審査に当たり組合の沿革と現状等を取りまとめております。まず、沿革として、組合の設立からの経過、次に当該年度の状況、最後に今後の展開を概略で記していますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

では、3ページに移りまして、概要でございます。以下16ページまで、歳入歳出決算状況、款別説明、実質収支及び財産に関する調書等を記載してございますので、これも後ほどご高覧いただければと存じます。

続きまして、17ページをお開き願います。結びといたしまして、本年度の決算状況、事業状況、要望事項を記載しておりますので、その要点をご説明させていただきます。

まず、決算状況でございますが、令和3年度の歳入総額は35億1,175万円となり、前年度と比べて4億2,162円増加しております。これは13.6%の増加割合になります。一方、歳出総額は30億1,683万円となり、前年度に比べ2億4,073万円、率にして8.7%の増加でございます。増加した理由としては、歳入歳出ともに、じん芥処理施設等建設事業に伴い平成29年度に借り入れた地方債の元金償還開始によるものが主なものでございます。

続きまして、事業概況でございますが、本年度の総ごみ搬入量は、数量の比較増減として6万9,645 t となり、前年度と比べて2,117 t、率にして3.0%の減少

でございます。前年度は、ちなみに4.4%の減少になっておりました。

それから次に、ごみの削減状況でございますが、組合と構成市による一般廃棄物処理基本計画における令和3年度の目標値5万4,124 tに対し、本年度の実績は6万9,325 tとなり、年1万5,201 t、率にして128%ということで超過している状態であり、今後とも削減努力が求められています。

また、マテリアルリサイクル施設火災以降、リチウムイオン電池等の搬入不適物の対策として監視強化等を行っておりますが、構成市による搬入不適物を持ち込まない取組を継続する必要があると考えます。

次に、附帯設備の利用状況について申し上げます。屋内温水プール、本郷老人福祉センターの利用者数は、新型コロナウイルスの影響等により利用状況は低くなっていますが、オープン日数の増加により、屋内温水プールは前年度比186%の9万6,036人となり、本郷福祉センターは98%、654人となりました。また、環境プラザの利用者数は1万873人となり、前年度と比べ7,400人と大幅に増加してございます。

それでは最後に、要望事項でございます。嚴重事項として4つほどポイントがあるかと思っておりますけれども、令和元年度に更新した塵芥処理施設等の管理運営は特別目的会社が行っており、経費抑制はなされていますが、ごみの実搬入量が計画量を大きく上回っているため、将来、予想し得ない補修等による費用増加が懸念されるのがまず第1点。また、施設更新に伴い平成29年度に借り入れた地方債の償還が開始されたことから、公債費はさらなる増加傾向にあることが2点目。それから、今後においても、組合周辺環境整備事業として本郷ふれあい公園整備事業の整備が3点目。4点目として、稼働を停止した旧焼却施設等の解体及び跡地整備など多くの費用を要する事業が予定され、それらの事業に充てる組合債の発行が想定されることから、構成市の財政負担の増加が予想されているところでございます。

こうした状況の中、ごみの搬入量の計画量との乖離の解消は遅滞ぎみであり、今後の財政負担を軽減するためには、焼却から資源の再資源化、脱炭素化を図るための構成市民のごみ分別の意識向上を促すこと等により、その削減は喫緊に進めなければなりません。組合の責務またはあるべき姿として考えられるのは、組合は構成市から排出される一般廃棄物の共同処理を目的に設立されており、一般



廃棄物処理施設を安全、安定的に稼働させることは組合の責務であります。搬入される一般廃棄物に混入する資源物及び処理困難物を分別することにより、一般廃棄物の削減及び大気汚染物質の排出量抑制から脱炭素社会を意識することで、循環型社会形成構築の先に施設の安定稼働がついてくるものと思われま

す。組合の業務は、塵芥処理施設等の管理運営を特別目的会社に委託化したことで、構成市から搬入される一般廃棄物処理に対する関わり方に変化が生じたものの、受け入れる一般廃棄物を安定的かつ安全に処理する使命に変わりはなく、構成市民生活にとって欠かすことのできない行政サービスを担う組織としてあり続けなければなりません。組合運営は構成市民の税金による分担金によって賄われているのであり、一部事務組合を設立した趣旨を鑑みて、ごみ削減はもとより、循環型社会形成への意識向上に努め、各市独自の積極的な取組とその実効を強く要望いたします。そして、ごみの搬入量削減が最優先事項であることを認識し、現状及び将来の懸念を構成市に問題提起する等で構成市の施策へ反映させるため、共働で取り組まなければならないと思料いたします。

以上のことを踏まえると、組合には、周辺地域と築き上げた信頼関係を維持継続するとともに、効率的な予算執行に努め、組合としての責務を確実に遂行することが求められています。そのことを強く要望することで、令和3年度決算の結びといたします。以上でございます。ありがとうございます。

◎議長（荻原健司議員） 報告が終わりました。これより決算についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） まず、歳入のところで、10ページですが、厚木飛行場周辺公園設置補助金と、14ページの周辺環境整備事業債、どちらも当初予算から約5割くらいの減額となっておりますが、減額の金額内訳と理由を伺います。

続いて、歳出の2款総務費、一般管理費や財政管理費に関わる場所ですが、決算の監査意見書には、旧焼却施設等の解体と跡地整備についての意見が記されております。旧水処理施設などは撤去の事業を当該決算年度で進めましたが、焼却施設解体については特に予算計上されませんでした。2022年度にコンサルタントに今後について具体的な検討をさせる委託料が計上されております。そうしますと、当該決算年度に恐らく事務方の協議などがあったかと考えますが、当該年度での検討を踏まえて、旧焼却施設等の解体と跡地利用について方向性を伺いま

す。

続いて、決算書の30ページ、歳出の4款1項2目の施設の維持補修を含めた塵芥処理施設等管理運営業務について伺いますが、火災対策として泡消火薬剤があるのか伺います。泡消火薬剤があるとすれば、発がん性や免疫低下など、人体への影響が懸念される有機フッ素化合物を含むものなのか伺います。そして、有機フッ素化合物を含むとすれば、保管場所を伺います。そして、法律により、有機フッ素化合物を含む泡消火薬剤は、半年に1回検査をして、検査結果を帳簿に記録して5年間保存ということが行われていなければ、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金となりますが、検査や帳簿などをどのようにしているのか伺います。

続いて、同じくこの30ページの塵芥処理施設等管理運営業務ですが、当初予算額が10億1,811万円でした。決算額は8億6,316万3,629円ということで、約1億5,000万円減額となっておりますが、大まかな内訳金額と理由を伺います。お願いします。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） それでは、ただいまご質問いただきました、まず1点目の厚木飛行場周辺公園設置補助金の減額につきまして、まず私のほうから答弁のほうをさせていただきます。本補助金につきましては、防衛省所管の補助金でございます。本郷ふれあい公園（第二工区）の整備に要する事業費を対象事業として、補助事業の採択を受けて補助金の交付を受けるものでございます。令和3年度の補助金といたしましては、公園工事のための実施設計の委託費、それから、公園用地買収のための公有財産購入費、これを補助事業の対象としてまいりました。そのうち、実施設計及び用地買収の一部の事業の進捗から、令和3年度から4年度に繰越明許をいたしているところでございます。そのことから、令和3年度の支出額が予算現額に対して減額となり、それに合わせて補助金につきましても減額となったものでございます。

続きまして、2点目の組合債、周辺環境整備事業債の減額理由、これにつきましても私のほうから答弁をさせていただきます。この組合債、周辺環境整備事業債の減額理由でございますけれども、1点目で厚木飛行場周辺公園設置補助金のような形の中で答弁させていただいたんですけれども、事業の対象となる財源の

一部として起債のほうを充当させていただいているところでございます。事業の繰越明許によりまして、これにつきましても支出額が減額したことから、事業債の収入額も減額したところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） では続いて、3点目と5点目について、私のほうからご答弁させていただきます。まず3点目の旧炉の解体、また、跡地の方向性についてという部分でございます。まず、旧炉、古い処理場の解体につきましては、ここが令和元年から稼働いたしましてからの大きな懸案事項ということできてございます。地元の皆さんからも早期の解体を望むという声も多く上がっておったところでございます。こうしたことから、令和4年度、今年度に、この旧処理施設とその橋梁部分の解体の実施設計委託を計上いたしました。その今後の方向性といたしましては、今行っていますこの実施設計委託の内容を踏まえまして、来年度、令和5年度から解体に着工したい、目指したいと考えてございます。何分まだ予算も確定してございませんので、あくまでも予定というふうにしてございます。

また、跡地の方向についても、現在、地元の皆さんと、ご意見をいただいたり、ご協議をさせていただいてご要望も伺ったりということで、協議を詰めているところでございます。

続いて、1個飛ばしますけれども、塵芥処理施設等管理運営業務の減った原因でございます。こちらの管理業務につきましては、まずは大きくはごみ処理量が減ったということが一番の要因でございます。先ほども前年度から3%ごみが減ったと。三市のご努力によりまして2,000tほど減ったところを踏まえまして、まず、このごみの処理量が減る。そして、それに伴って発生する灰の量が減となってまいりますので、ぱっと見やすいものでいうと、決算説明書の23ページに内訳の表があるんですけども、こちらの上の段、①の高効率ごみ発電施設、この下の運営業務Bというところが、ごみ処理費用であったり、主灰の資源化であったり、飛灰の資源化、こういった項目全てにおいて、ごみが減ったことによって減額しているものでございます。

ここで6～7項目ありますけれども、大きなものとしたしましては、上のほうにあります主灰資源化費用、こちらが予算時に対しまして4,300万円ほど減額し

でございます。そしてまた、あとは飛灰の資源化についても3,400万円ほど減額になりました。また、焼却灰の運搬の部分についても、おおむね1,560万円ほど減になっている。軒並みこういった形でこの項目が減ったということで、累積して1億5,000万円の減になった形でございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） それでは、4点目の泡消火薬剤の使用の有無及び使っている場合の有機フッ素化合物の含有について、私のほうから答弁をさせていただきます。まず、当組合の所有する施設の中で、泡消火装置をどこで使っているのかといいますと、まず、環境プラザ1階のピロティー駐車場、こちらの施設のみで使用しているところでございます。そちらの使用している消火薬剤でございますけれども、有機フッ素化合物は含有していないものを使用しているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） ありがとうございます。1点目は繰越明許によって減額になったということで、それは分かりました。

それから、2点目の旧焼却施設等の解体と跡地整備については、今、事務局長から、跡地の利用についても地元の皆さんと協議をしているというふうな話がありました。しっかりとそういったところが必要になってくるかと思いますが、決算の中で、要するに、事務方の協議などがあつたかと思いますがと1回目に伺っているわけですがけれども、その辺は特に答弁がなかったようなので、もしあればお願いいたします。

それから、有機フッ素化合物を含む泡消火薬剤なのかということでしたが、そうではないということが分かりましたので、これは分かりました。

そして、塵芥処理施設等管理運営業務の1億5,000万円ほどの減額についてですが、今お話しあつたようなごみの処理量の減と主灰、飛灰、そしてその運搬のところでの減ということは、当初予算が相変わらず大きいということが分かりました。同じように、決算の説明書の23ページの中で、余剰電力の売却は、3億2,096万6,142円の減となっています。これは当初の見込みに対して同じぐらいだったのか、それよりも多かつたのか少かつたのか、ちょうど同じぐらいの影響もあるかなと思いますので、そこを伺いたいと思います。

また、今、ごみ処理のところでは1億489万5,435円となっているわけですが、3%ぐらい、三市の努力で2,000tぐらい減ったということがご答弁にありましたが、ここでの金額の影響はどのぐらいだったかということをお伺いしたいと思います。お願いします。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） まず1点目、解体の部分の事務方の協議、要は私ども高座の事務局の中での協議があったのかどうかということだと思っておりますが、毎年6月と12月に地元への報告会というのを私どもでやっております。新宿地区と根地区がございますので、半年間の我々の活動状況だとか各種の分析など、そしてあと、ご意見、ご要望をお伺いという会になってございます。その中で、うちが新しい工場をスタートした中で、その後もやはり6月、12月にやっておりますけれども、そこでやはり大きなご意見として、早く解体をやらないのかというご意見がありまして、うちのほうも当然考えてはいたんですけれども、そういった声もありましてというので早期にやろうということでトップの判断も含めて方向性が決まって、4年度の予算の計上につながった形でございます。当然内部の協議があつての部分でございます。

2点目の売電の関係ですけれども、結果としては3億円、売電ということで、私どものほうで収入があつた形でございます。これも予算時の部分と比較しますと、大体1,800万円ほど売電が増えていました。なので、その分、処理量としては、金額としては減ってくる形です。その売電の金額は組合のところに入りますので、1,800万円余計に売電できたという結果になってございます。

そして3点目がごみ処理量の関係です。先ほど前年度と比べて3%減つたというお話をさせていただきました。今回は、予算時に立てた、今年これだけ燃やすだろうという予定量は7万4,700tで計上してございましたので、おおむね6.4%、計画から減少した形でございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘議員） 1点質疑したいと思います。決算書の30ページ中段にありますけれども、塵芥処理施設等管理運営業務8億6,000万円に関して伺ってみたいと思います。先ほどの監査の意見書のほうでも指摘されておりましたけれ

ども、マテリアルリサイクル施設に関して伺っていきたいと思います。新施設が稼働した初年度と翌年度、連続して搬入不適物による火災が発生して、消防が出動する事態があったのかなと理解しておりますけれども、これに対して、令和3年度はどのように対応されて、かつ処理の運営がされてきたのか、この点についてまず確認、説明のほうをお願いしたいと思います。

◎議長（萩原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） お答えさせていただきます。確かに2回、消防出動がございました。これを受けまして、私どものほうについては、やはりリチウムイオン電池そのものもそうですし、それを含む小型家電、家電製品の搬入について、きちんと分別の徹底を構成三市のほうに依頼させていただきました。おかげさまで三市も、広報であるとか対策に取り組んでいただきまして、非常に減ってきたという認識がございました。こうした点を構成市にまずお願いをしたところが1点。

また、私どものハード部分といたしましては、特に1回目のマテリアルの火災のとき、あのときはかなり大きい火が出ましたので、そこの搬入路に対してスプリンクラーを設置したりとか、途中、中窓で中が見えるようなものの設置、あと、ほかの箇所にもスプリンクラーを何か所か増設いたしました。そして、今までは中央監視室からパッカー車が入ってくるころは見えなかったんですけども、あのパッカー車の奥で、マテリアル施設で粗大ごみなんかを分解していますので、そこでも火が出る可能性がありますので、そこにまたスプリンクラーをつけました。そのスプリンクラーも、中央制御室からリモートで放水できるような設備を整えて、なおかつその部分がカメラで見えるようにさせていただいております。

そうした部分と、あとはソフト部分といたしましては、やはり住民への周知で我々も何かできることはないかというところがありますので、現在、見学通路の中に一部展示コーナーを設けてございます。そこには、今まであまりなかったんですが、今回、本当に壊れたパソコン、ノートパソコンを搬入していたので、そこから火も出ていましたので、そういったものの現物、また、こういったものにリチウムイオンが入っているんですよという現物の展示を多めにさせていただいて、啓発に努めたということをやってきたところでございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘議員） 三市への啓発、これは当然必要な対応だと思います。また、施設での周知というのがありますけれども、ただ、残念ながら、構成三市の市民でこの施設を見学される方というのは限られていると思いますので、ちょっと限度があるのかなとは思いますが、そういった取組をされたと分かりました。

また、事前に伺ったところでは、この令和元年度、2年度の状況を受けて、展開検査でもないですけれども、人力というのでしょうか、人の目できちんと見て、ちょっとでも怪しいものは全部はじく、こういったことを令和元年度を受けて、令和3年度も当然されたというふうに伺っておりますけれども、そういった場合、人手というのか、業務量が増えてしまうというのはなかったのかなど。伺ったところでは、人件費とか時間外とかは特に変動はなく、通常の予算の範囲内で業務としてできているというお話でしたけれども、本当にそうだったのか。例えば量が多いときとかは、ちょっとそこら辺のチェックがおざなりになってしまったりという場合は、また同じ事象が発生してしまうのではないかとという危惧がありますけれども、そういった点での評価はどうかという点。

大分件数は減ってきたという先ほどのお答えでした。逆に言うと、ゼロにはなっていないのかなど。消防が出てくる一歩手前ぐらいまで、そういったぐらいのそれなりの深刻な事案というのはちよくちよく、令和3年度、令和4年度、現行まででもいいんですけれども、起こっているのか、そこら辺の実態を伺えればと思います。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） まず、業務の内容、人件費の関係ですが、事前にお答えしたとおり、時間のやりくりですね。多少コロナで、ここのところ2年ぐらいは、なかなか目視によるものにしかならないのですけれども、もしコロナが明けてくれば、以前のようにきちんと袋を空けてやっていきたいと思っております。そんなこともありまして、人件費的には増えていません。そして、もし回数を増やす体制を整えたとしましても、その中でやりくりをしていって、人件費の増加にはつながらないような形でやっていきたいと考えてございます。

そして、その後のトラブルという関係ですが、先ほども少しご紹介しました機

器の増設とかということによりまして、幸い消防が出るような案件はございません。多少、やはりどうしても機械ものですので、破砕機がどうしても火花が出るというふうに聞いています。若干発火というものはあるそうですが、そこで自動消火できてしまいましたので、消防出動という形の案件はあれ以外ございません。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘議員） 今の状況は分かりました。最後に、これは総括的な話になるんですけども、この搬入不適物による火災発火というのは、これは全国の同様の施設でも起こっているということで、この何年かのところでは注目されている課題だというふうに思っています。令和元年度の初年度にこういった事案が発生してしまったということで、その設備の在り方とか、あとはチェック体制とか、ソフト面での対応とか、こういったものに関しては、考えが少し甘かったんじゃないのかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどのように評価されているか。

監査意見書のほうにもありますけれども、施設の安定稼働と。特にこういった火災というのは、とりわけ地元住民の方は心配されます、影響も与えます。また、もしこれで施設が損傷してしまうという場合は、そのための修繕とか修理とか、そういったさらなる支出が必要になってきてしまうことも危惧されます。そういった点では、これは令和3年度から若干外れるかもしれませんが、最初の出だしの部分で、組合としてはどういった反省点があるのかどうか、最後に伺いたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） これは火事するときにもお話がございまして、こちらを設計したのが平成25～26年の頃だったというふうに聞いてございます。当然消防法とかもろもろの法律に基づいて、しかるべきところにしかるべき数の機器設置は当然のこととございます。そして、設計委託をした事業者もノウハウがあるということでプロポーザルで選んで、その助言を受けて、正直、機器はかなり多めにつけたということは、これはSPC社長とのお話の中で聞いてございます。ただ、時期的に、リチウムイオンの問題性、危険性が知られ始めたのが、ちょうどそこから以降だったというふうに聞いています。25年以降。なので、まさかあそ



ここで火が出るとはということも正直あったと聞いています。なので、ここも危険なんだと、リチウムというのが非常に普及してきた時期にちょうど重なったというところがありまして、こういうところも危ないんだねという目で見直した結果、機器の増設につなげたというふうに考えてございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はございませんか。上田博之議員。

◎（上田博之議員） 上田です。よろしくお願いたします。私からは2点お願いたします。決算書の34ページ最下段の6款教育費1項保健体育費1目体育施設費の報奨費について、まずお伺いをしたいと思います。ここで6万円の報奨費となっていますけれども、これは指定管理者の選定審査に関わるものだと思いますけれども、この内訳について確認をさせていただきます。そして、この審査には社会保険労務士の方と税理士の方にもお願いしていると思いますけれども、この人選はどのように行ったのか、明らかにしていただきたいと思います。まず1点、よろしくお願いたします。

2点目は、一般会計決算説明書の34ページのところに数値が出ておりますけれども、浄化槽汚泥について確認をさせていただきたいと思います。2021年度、令和3年度の綾瀬市の浄化槽汚泥の搬入量は3,972.48tとなっていますが、この中には厚木基地からの汚泥も含まれていると思います。搬入している車両は厚木基地以外の分も含むことがあるかと思っておりますけれども、そういったことで正確な数字は出ないとは思いますが、ただ、そういった不確定要素を概算で除いて厚木基地からの搬入量をどのくらいと推計されているのか、教えていただきたいと思っております。以上2点、よろしくお願いたします。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） では、私のほうからは、報奨費の関係でお答えさせていただきます。こちらの内訳でございますが、委員報酬ということで、三市の部長さんですか私どもの職員と、あと税理士さんと社会保険労務士さんのメンバーでやりました。そのうち、市の職員関係を除きまして、税理士さんと社会保険労務士さんの報酬となっております。2回やりましたので、お一人3万円ずつという形になってまいります。

そして、選定理由につきましては、やはりこういった専門家ですので、企業会計に非常に強く、また、構成市でも選定されているというご実績もあるというこ

とで、選定をさせていただいたものでございます。これは税理士さんです。社会保険労務士さんについては、県の社会保険労務士会厚木支部のほうにご推薦をいただきまして、選任をさせていただいたところでございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） それでは、2点目の搬入汚泥につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。令和3年度の綾瀬市からの搬入汚泥3,972.48t、この中に厚木基地関連の汚泥が含まれているかどうか、それとあと、含まれている場合の量のご質問かと思えます。いずれにしましても、その綾瀬市からの搬入量の中に含まれている数量でございます。量としましては、ただいまのご質問でもございましたとおり、いわゆる収集しますバキューム車が複数のところをずっと巡回した中での収集という形になりますので、おおむねの推定搬入量ということでご理解いただきたいと思うんですけれども、おおむね年間約1,500t搬入しているといったところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 上田博之議員。

◎（上田博之議員） ありがとうございます。まず第1点目のほうですけれども、今お話しになったように、社会保険労務士さんについては、社会保険労務士の会の厚木支部のほうに相談して人選を行ったということがありました。こうした監査といいますか審査をしていただく方は、なれ合いにならないように、そういった第三者的な視点から、しっかりと人選をしていただきたい。これからもよろしく願います。

それで、今ご答弁がありましたように、社会保険労務士の方と税理士の方、それぞれ2回で延べ4日分というふうに考えていいんですかね。報奨費が6万円ということになりますので、1回1万5,000円をお願いしたということだったわけですけれども、この1回当たり大体何時間ぐらいの審査時間だったのかを教えてくださいたいと思います。そして、その結果、審査報告書というような文書での報告がなされているかどうか確認させていただきたいと思います。

そして、今回の報奨費は選定審査におけるものだったわけですけれども、今後5年の指定管理期間の中で、2年目と4年目の2回、労働条件審査を社会保険労務士の方にお問い合わせするというご答弁を昨年の12月にいただいているわけですけれども、なぜ毎年でなく2回だけなのかということがありますので、そのことをこ

こでももう一度確認させていただきたいと思います。なぜ毎年でないのかということ。そして、今回の審査を経験して、労働条件審査を社会保険労務士にお願いするということに組合としてどのような期待を持たれたのか、思うところがありましたら教えていただきたいと思います。

併せて、これは決算書の次のページの指定管理料に関わってくるわけですが、指定管理者にしっかりとした運営をしていただくためには、モニタリングが非常に重要なわけであります。今後、この労働条件審査がその核となると思うわけですが、その際、重要なサンプル調査とかヒアリング調査について、組合として考えていることとか、社会保険労務士会などと話し合っていることがありましたら教えていただきたいと思います。

次に、浄化槽汚泥についてですけれども、推定値として約1,500 tということがありました。綾瀬市からの汚泥の搬入量は、先ほども言いましたように3972.48 t、約4,000 tです。そのうち1,500 tということは、約38%が厚木基地関連だというふうになるわけ。もしこの1,500 tが構成三市以外から搬入されたものだと仮定すると、構成三市の分は分担金の中に入っていますので、そうした計算ができないわけなんですけれども、これが構成三市以外から搬入されたものだと仮定すると、その手数料はどのくらいになるのか確認させていただきたいと思います。1 tあたり幾らなのかをお教えいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） では1点目の部分でございます。まず、今回の6万円なんですけれども、これはいわゆる労働条件審査の対価ではなくて、指定管理者が任期切れになりますので、来年の指定管理者をどうしましょうかと、その選定をする委員として来ていただいた部分の報酬でございます。なので、その件についての報告書というのはございません。

それと別にして、いわゆるおっしゃっている労働条件審査につきましてはなぜ毎年ではないのかというご質問ですが、前回、令和2年度に初めて行いまして、今までうちはやっていなかったものですから、やはり近隣をお聞きしますと、おむね任期期間中に1回ないし2回やっていらっしゃるという事例も聞きましたので、今回、4年度から新しい期間5年間になりましたので、今回は2年目と4

年目に行おうと。最終年度にやってしまいますと改善ができませんので、初年度1回やって、2年度目に1回審査、それで4年度目にやろうというふうに考えたところでございます。

その審査の期待につきましては、やはり一応我々も指定管理者とは毎月定例の報告会、協議の場を設けておって、しょっちゅう行き来もありますので、偶然とはいえかなり長い間やっていらっしゃる業者なので、非常にしっかりやっていただいている印象を持ってございますけれども、先ほど議員のお話にもありましたとおり、やはり第三者の目で、きちんと的確な職務にのっとりた形の法的な資格審査、労働条件の審査というものを受けて、それを対外的にも認めていただきたいと期待しているところで、第三者の目が非常に大切かなという期待をしているところでございます。

そして指定管理者との関係のお話ですけれども、モニタリングも、今言ったとおり月1回、定例の報告会、協議会を設けてございます。また、年に1度取りまとめをやっており、また、サンプル調査、労働条件審査と別に、業者のほうで、市民満足度調査ではありませんが、満足度の調査も行っていただくようにしてございます。そういった結果も踏まえて、かなり高得点を得ているというふうに報告を受けていますので、その辺でも非常によくやっていただいているなということで、そういったことでこれからもお願いしますねという形で話し合っておるところでございます。この件については以上でございます。

あとすみません、質問にございました審査の時間、当時の選定委員会は1.5時間、1時間半でございました。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） それでは、搬入する汚泥の関係のご質問について、私のほうから答弁をさせていただきます。いわゆる処理手数料がどのくらいになるかというご質問でございます。当組合の条例の廃棄物処理手数料で処理手数料は定められておまして、し尿等につきましては、10kL当たり110円という形で定めているところでございます。これは単位体積重量を単純に水と同じような形で換算して計算いたしますと、単純に1,500tに対して、その10kL当たり、10kg 110円という形で計算いたしますと、大体1,650万円ほどという金額になるかと思っております。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 上田博之議員。

◎（上田博之議員） ありがとうございます。まず、社会保険労務士の方が90分間で選定作業に関わってくださったということなんですけれども、そうすると、その選定作業の中では、労働条件に関する各種書類、また、労働の協定とか、そういったいろいろな書類の審査があるかと思うんですけれども、そういった審査はせずに、いわゆる業者側からのいろんな説明を皆さんと一緒に聞いて、その中で判断したのかどうか。ちゃんとしたいろいろな法務文書とか契約文書、労働管理の文書、そういったようなものを全てチェックしていただいた上なのかどうか。それがその90分の中でできるものなのかどうかということも含めて、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

ですから、私がいろいろ調べる中では、指定管理者の選定に関わるものに社会保険労務士の方が関わる場合には、その選定作業の中でも労働条件審査を行っているというふうに理解していましたので、そうではないというように聞き取れるご説明でしたので、その辺を確認させていただきたいと思います。

それからあと、労働条件審査については、当初、私がここでお聞きしたときには、指定管理期間の中で1回やる予定だみたいなご答弁があったときに、毎年やるべきではないかということをお願いして、次のときには2回になっていたということで、そこでは少し前進しているんだろうなと思っているわけなんですけれども、前回も申し上げましたけれども、全国の社会保険労務士会にお問合せしたところ、基本的には毎年やってほしいものだ、やるものだというふうにお聞きしておりますので、ぜひまたさらにご検討をいただきたいと思います。

それで、この公の施設等の管理運営を指定管理者が行うに当たって、効率的な事業運営を実現するとともに、市民が安全な環境で安心して施設を利用でき、良質な市民サービスを提供することが最も重要な課題だと思います。とりわけ指定管理者の仕事は市民と日常的に接することが多いため、そこで働く方のモチベーションは市民サービスに直接影響を及ぼすと思います。従業員が高い満足度で生き生きと働ける職場環境にあるか否かは、市民サービスの向上を左右する大きな課題、大きな要素だと思います。ですから、この人件費が主な部分を占める選定や入札においては、人件費を下げることで選定において優位に立とうという傾向が起りやすくなるわけなんですけれども、この公共サービス部門におけるワーキン

グブアを生み出す要因になりかねないと、こうした傾向を思いますので、この労働条件審査の質を高める努力と研究を一層お願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。それでは、先ほど繰り返しましたけれども、何とか毎年の労働条件審査を実現していただきたいと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

それで、浄化槽汚泥についてですけれども、今ご説明がありましたように、1,500 tで1,650万円の処理手数料になるものだということがわかりました。これは先ほども申し上げましたけれども、厚木基地のこの分は綾瀬市の分担金の中に含まれるという形になっていますので、この1,650万円をそのままというわけではありませんけれども、綾瀬市がこのような分を肩代わりしているのだなということはこの指摘の中で理解いたしました。

最後に、ご存じでしたら教えていただきたいのですけれども、この浄化槽汚泥の量が、綾瀬市が非常に増えています。2019年度は3,062 tだったものが年々増えて、昨年度は1.3倍の3,972.48 tになっていますけれども、この要因について把握をされていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。これだけ急激に増えていますので、綾瀬市と何らかの協議をしているのかと思いますけれども、いかがでしょうか。また、この場でご答弁がなく、ご存じがないのであれば、今後、私としては、綾瀬の議会の中で確認をさせていただきたいと思っております。以上、よろしく願いいたします。

◎議長（荻原健司議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） 指定管理の関係でいくと、労働条件審査というのは海老名市から始まりました。なぜかという、やっぱりそういった声があって、やっぱり人件費が多くなっている。では、例えばの話、地方自治体に課せられている最大の課題というのは、最少の経費で最大の効果を上げるという形でございます。そういった中で、共産党さんのほうでは、ワーキングの問題で、その辺は相当どこの議会でもやられている。指定管理についても否定的な意見が多いということは承知しております。

しかしながら、私ども、指定管理をやるということは、そこに働く人たちの労働条件も加味します。しかしながら、単純計算で考えてみると、それでは行政が発注する工事、それから委託料、全てそういった労働条件を全部整理をして入札

しているかという、そうではないと私は思っています。その中で、指定管理というのは実績があった業者を選んで、その中で、いわゆる提案型できていますから提案を聞き、その中でやっていく。そういったときに、安い労働条件の中で働いている人をどうやって救っていくかというか、保護していくか。そこにおいて、2年に1遍ぐらいやろうということで海老名市は進んでおります。

それを毎年毎年やればいいですけれども、それはうちの職員も接しているわけですから、それは向こうの指定管理の社員の人があるところを替わればおかしいと思いますけれども、ずっと同じでいらっしゃるということは、条件がある程度変わっていないということがあるわけですから、2年に1遍がちょうどいいだろうというふうに思っています。毎年やることは必要ですけれども、それは社会保険労務士の先生に聞けば、だってお金になるんだから毎年やりたいですよ。下手したら半年に1遍ぐらいやりたい。それはどこでもそうだと思います。しかしながら、そういった部分で、私どもはできるだけ、ほかの市、あるいはほかの自治体でやっていないことを高座でもやっているということは評価をしていただきたいというふうに思っています。よって、指定期間に2回で、足りないときは毎年、そういった状況が出てくればそういったことでやりますけれども、今の状況では、信頼できる業者だということになっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） すみません、今の組合長の部分で補足だけさせていただきます。こちらの選定委員会の部分ですけれども、当然業者さんのほうからは、こういった労働条件に関する書類も含めて出していただくべき書類を示しましたので、いただいています。それを委員さんたちには事前にお配りをして、目を通していただいて、まず1回目は書類審査を行いました。そして2回目はプレゼンテーションといいまして、向こうさんのご提案を實際来ていただいて、しゃべっていただく。その中で質疑応答をさせていただきました。この中でも、社労士さんからこういった労働条件についてご質問があったりというところで、そういった目は通ってございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） それでは、汚泥の関係について私のほうから答弁させ

ていただきます。ただいまのご質問で、令和2年度に比べて令和3年度の綾瀬市からの搬入汚泥が増えている、その要因が厚木基地の関連じゃないかというようなご質問かと思えます。いずれにしても、先ほどご質問の中で、綾瀬市からの3,900 tの搬入量を1,500 tがどのくらい占めているかということで、38%という形でお話しいただいているかと思えます。そのパーセントのことから考えますと、数字から判断しますと、かなりの割合を占めているということはお分かりいただけるかと思えます。これは、いわゆる断定という形はできませんけれども、搬入量の割合から想定しますと、やはりそういうことも考えられるんじゃないかなというところまでしか、私どもとしては分からないといったところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本件を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、認定第1号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。



(午後 3 時58分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和 4 年10月18日

高座清掃施設組合議会議長          荻 原 健 司

高座清掃施設組合副議長          橘 川 佳 彦

高座清掃施設組合議会署名議員      清 水          剛

高座清掃施設組合議会署名議員      倉 橋 正 美